

三鷹市公契約条例（仮称）の制定に向けた基本的な考え方

1 背景

自治体の提供する公共サービスは、自治体から発注された多様な公契約により成り立っています。

公共施設、道路、公園など社会インフラの整備、給食調理や施設維持管理の委託業務、公の施設の管理運営業務（指定管理者制度）など多岐にわたっており、公契約の質の確保が公共サービスの質につながっているといえます。これまでも市発注の業務では、市内を中心とした受注者の協力のもとで、その適正な履行に向けて取り組んできたところです。

一方で、社会経済に目を転じると、コロナ禍を経て、市民活動は以前の水準に戻りつつありますが、少子高齢化による担い手不足、物価高騰など依然として先行きが不透明な状況にあります。デジタル化が進展し、業務の効率化を図るDX（デジタルトランスフォーメーション）の環境整備が進むなど、事業者を取り巻く環境も変化してきています。

三鷹市では、このような流れを受け、今後の更なる公共サービスの質の向上を目指し、事業者の経営環境への配慮及び公契約に携わる労働者の処遇への配慮を定める「公契約条例」の制定に、具体的に取り組めます。

2 条例の目的

本市における公共調達に係る基本方針を定め、市及び受注者の責務を明らかにし、市内事業者の受注機会確保や事務負担軽減など事業者支援の取組を推進するとともに、市発注業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図り、もって公共サービスの更なる質の向上に寄与することを目的とします。

◆公契約条例の適正な運用により、以下のような効果が期待できます。

- ・適正な利潤の確保、担い手の確保
- ・適正な労働条件の確保、モチベーションの向上
- ・公共サービスの質の向上

3 条例の基本的な考え方

以下の点を条例の柱とし、条例制定に向けた検討を進めていきます。

(1) 事業者支援の取組の推進

ア 入札・契約手続の継続的な見直しを進め、関係書類の簡素化など事務負担軽減を図り、事業者の経営環境に配慮した取組を推進します。

イ 市内事業者育成及び持続可能な自治体経営の観点から、市内事業者の受注機会確保に配慮します。

ウ 公契約を通じた地域活性化の取組を推進します。

(2) 条例の類型

ア 条例の類型は、「理念型」ではなく、受注者が労働者に支払う賃金の下限額（労働報酬下限額）を定める「賃金条項型」とします。

イ 労働報酬下限額は、外部有識者、事業者団体代表及び労働者団体代表からなる審議会を設置し、諮問・答申を経て決定します。

ウ 受注者が労働報酬下限額を遵守しているか確認することとしますが、確認の方法については受注者の事務負担軽減に配慮したものとします。

(3) 公契約の適正な履行

市は、公契約が適正に履行されるための必要な措置を講じ実施していくこととします。

4 スケジュール（予定）

令和6年12月	関連団体（事業者側、労働者側）との懇談、外部有識者への
～令和7年7月	ヒアリング・意見聴取
令和7年9～10月	条例案（骨子）のパブリックコメント実施について総務委員会報告、パブリックコメント実施
令和7年12月	議案提出
令和8年度	条例施行